

【韓国】 公益信託法の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

* 個人や法人が自己の財産を公益のために信託する公益信託制度の活性化を目的として、2014年3月18日、「公益信託法」が制定された。2015年3月19日に施行される。

1 背景及び経緯

社会の高齢化の進展に伴い政府の福祉関連予算が増加する中、民間の力も活用して福祉の充実を図ることが必要であるとの認識が広がったことを背景として、第18代国会（2008年5月～2012年5月）において、与党ハンナラ党（現セヌリ党）と政府が民間部門の寄付文化の活性化に向けた協議を行った。その結果、両者が、①寄付年金制度の導入、②公益信託制度の改善、を柱とした法整備を進めていく方針が固まった。①は、老後の生活不安から寄付をためらう人のために、寄付金額の一定の割合を年金の形式で受け取れるようにする制度であり、②は、従来あまり利用されてこなかった公益信託制度（個人や法人が自己の財産を学術研究、自然保護活動等、一定の公益目的のために銀行等に信託する制度）を使いやすく透明性の高い制度に変えるため、信託一般に関する信託法とは別に、新たに公益信託法を制定しようとするものである。

2011年11月、①について、ハンナラ党議員が関連法案を国会に発議し、②について、政府が公益信託法案を国会に提出したが、いずれの法案も第18代国会の会期終了に伴い廃案となった。しかし、続く第19代国会（2012年5月～2016年5月）において、政府は再び公益信託法案を2012年7月に国会提出した。同法案は国会審議におけるいくつかの修正を経て、2014年2月28日、国会本会議で可決された。寄付年金制度についても、2013年11月、与党セヌリ党の文静林（ムン・ジョンニム）議員が、寄付年金等に関する規定を盛り込んだ「分かち合い基本法案」を国会に発議し、現在、所管委員会で審査中である。

2014年3月3日、政府は国務総理主催の国家政策調整会議において、寄付文化をさらに普及させるための「分かち合い文化拡散改善対策」を公表し、分かち合い基本法案の年内可決に向けて国会に協力する意向を表明したほか、国民が寄付活動をマイルージとして積み立て、様々なサービスの形で還元を受ける「社会貢献活動寄付銀行」の試験導入を含む政策を打ち出した。

2 公益信託法の概要

公益信託法は、本則34か条及び附則4か条から成る。公益信託を利用した公益事業をより簡便に行えるようにし、公益の増進に資することを目的としている（第1条）。ただし、公益信託に関して公益信託法に定める事項を除き、公益信託の性質に反しない限りにおいて信託法の規定が準用される（第29条）。概要は次のとおりである。

(1) 認可制への転換及び法務部長官への一元化(第3条及び第4条)

受託者が公益信託を引き受けようとする場合、信託法の規定では、主務官庁の許可を要する許可制(主務官庁の裁量により許可)となっていたが、公益信託法では、認可制(所定の要件を満たした場合は必ず認可)となった。

また、これまでは、主務官庁ごとに公益信託が分散しており、そのことが制度を煩雑にする一因ともなっていたため、公益信託法では、政府レベルでの統一かつ専門的な運用を行えるよう、公益信託に関する管理、監督等の権限を法務部長官(法務大臣に相当)に一元化した。

(2) 公益信託の公示(第10条)

公益信託の透明度を高め、その活動内容を簡単に知ることができるよう、法務部長官が公益信託を公示する制度が新設された。公示されるのは、当該公益信託の認可及び取消しに関する事項、認可条件に関する事項、事業計画書及び事業報告書に関する事項、公益事業終了に関する事項等である。

(3) 事業計画書等の提出(第16条)

受託者は、事業年度ごとに事業計画書、事業報告書その他大統領令で定める書類を法務部長官に提出しなければならない。

(4) 外部監査(第17条)

直前事業年度末の信託財産の資産総額が大統領令で定める一定規模以上の場合は、「株式会社の外部監査に関する法律」の規定による監査を受けなければならない。

(5) 公益信託の監督(第25条～第27条)

法務部長官は、公益信託の受託者に対し会計監査等を行い、公益事業が円滑に進められるよう指導しなければならない。会計監査の際は、受託者に対し、関係書類、帳簿その他参考資料の提出を命じたり、所属公務員に命じて公益信託の事務及び財産状況を監査させることができる。

また、法務部長官は、公益信託の認可、取消し等、公益信託法に定める権限を行使するため、関係行政機関、地方公共団体等に対し、必要な資料の提出等を要請できる。

参考文献(インターネット情報は2014年9月18日現在である。)

- ・「공익신탁법안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=ARC_G1U2E0L7B2U4A1J5O5P2B1G1O1R6U3>
- ・「나눔기본법안」 <http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_G1H3X1K1W2C9I1T7P4A7R4U8W2F6G7>
- ・「기부는 쉽게, 운영은 투명하게, 사용은 내 의지대로」 <http://www.moj.go.kr/HP/COM/bbs_03/ShowData.do?strNbodCd=noti0005&strWrtNo=3192&strAnsNo=A&strFilePath=moj/&strRtnURL=MOJ_30200000&strOrgGbnCd=100000>
- ・「[보도자료] 국가정책조정회의 보도자료」 <http://pmo.go.kr/pmo/news/news01.jsp?mode=view&article_no=45211&board_wrapper=%2Fpmo%2Fnews%2Fnews01.jsp&pager.offset=230&board_no=3>